

(お知らせ)

7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による
運転上の制限の逸脱からの復帰について（公表区分Ⅱ）

2025年2月1日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

本日7号機の中央制御室に設置している衛星電話設備の増設のため、増設端末をアンテナに接続し、起動したところ、起動途中で停止し、通話ができないことを確認しました。

その後、本設の端末を再接続し、電源を入れましたが、増設端末同様に起動途中で停止し、通話ができないことを確認しました。

このため、午後8時4分に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限*から逸脱したと判断しました。

また、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後8時32分に確認しました。

(2025年1月31日お知らせ済み)

本日、現場調査を実施し、アンテナのケーブルを接続するコネクタに汚れが付着していたことから、清掃を行ったところ、通信機能が回復したことを確認しました。

念のためコネクタを交換し、また、これまでの事案を踏まえアンテナを交換しました。

その後、機能確認ができたことから、午後5時58分に運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。引き続き、不具合が発生した原因について調査をまいります。

*保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、中央制御室では1台が動作可能であることとしている。

なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。

以上